

## 矢掛町健康ポイント事業業務委託に係るプロポーザル審査要領

### 1 目的

この要領は、矢掛町健康ポイント事業業務委託における受託者を決定するにあたり、応募のあった企画提案者から、当該業務の趣旨に合致し、かつ提案内容が最も適切と認められるものを選定するため、審査方法等について必要な事項を定めるものとする。

### 2 審査方法

- (1) 選定者（以下「選定委員」という。）は、次の者とする。
  - (ア) 副町長
  - (イ) 企画課長
  - (ウ) 財政課長
  - (エ) 教育課長
  - (オ) 健康推進課長
- (2) 選定委員は、企画提案者と利害関係を有すると認められる場合には、当該審査に参加することはできない。
- (3) 選定委員は、評価基準のうち小計①の範囲について、採点表を用いて審査し、その結果を記入する。
- (4) (3) の各選定委員の評点の合計点を算出する。
- (5) 評価基準の小計②は小数点以下を切り捨てて算出する。
- (6) (4) 及び (5) を合計する。

### 3 受託候補者の選定

- (1) すべての企画提案者からの提案終了後に全ての選定委員を集めて、副町長を委員長とした選定委員会を開催する。
- (2) 上記2 (6) の合計点が最も高い提案をした者を受託候補者とする。
- (3) 企画提案者が1者であった場合でも審査を実施することとし、本要領、仕様書等を満たす判断した場合は、その提案者を受託候補者として決定する。
- (4) 評価点の最も高い者が2以上あるときは、各選定委員が最大得点を与えた数の多い者を上位者とする。なお同数である場合は、各選定委員の意見を聞き、委員長が決定する。
- (5) 審査の結果、全ての者が適正でないと判断した場合は「候補者なし」とする。
- (6) 受託候補者が契約に応じない場合は、その者から事情を聴取の上、その者を受託候補者とせず、次点の者を受託候補者とすることができる。